

北海道立学校証明書交付手数料取扱要領

(平成20年3月27日 教育長決定)

1 趣旨

この要領は北海道立学校条例施行規則（平成元年北海道教育委員会規則第10号。以下「施行規則」という。）の規定に基づき、北海道立学校（以下「道立学校」という。）における卒業生（退学者を含む。）に対する証明書の交付に係る事務取扱について、必要な事項を定めるものとする。

2 徴収の対象とする証明書

証明書交付手数料（以下「手数料」という。）を徴収する証明書は、次のとおりとする。

なお、この要領における「証明書」とは、道立学校が卒業生等に対して、指導要録に基づき、当該生徒の学籍等について証明するために交付する文書をいう。

卒業証明書（別紙様式3）

修了証明書（別紙様式4）

成績証明書（別紙様式5）

単位修得証明書（別紙様式6）

調査書（別紙様式7：18文科第124号文部科学省高等教育局長通知による）

その他の証明書（様式任意）

3 証明書の交付申請方法

証明書の交付を受けようとする者は、証明書交付申請書（施行規則、別記第5号様式）に必要事項を記入のうえ、所定の額の北海道収入証紙を貼付し、申請するものとする。

証明書の交付を申請できる者は、原則として証明を受けようとする者に限るものとする。

ただし、被証明者の代理人証明（代理人選定届出書（別紙様式2））のある者が交付を申請する場合は、この限りではない。

上記(2)の場合にあっては、自動車運転運転免許証や健康保険証により、代理申請者の本人確認を行ったうえで、申請を受け付けるものとする。

4 手数料の免除

次の各号のいずれかに該当する場合で、証明書交付申請書による申し出があった場合に免除することができる。

災害等に遭い、手数料の納付が困難となったとき。

生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活保護を受けているとき。

前2号に掲げるもののほか、教育長が特に必要があると認めるとき。

国又は地方公共団体の機関（以下「国等」という。）から在学生又は卒業生に係る証明書の交付を求められたとき。

なお、国等から様式が示されている場合は、当該様式によるものとする。

5 証明書の交付

申請を受け付けた証明書を交付した場合は、諸証明書交付簿（別紙様式1）に所定の事項を記入し保管するものとする。

6 その他の事務手続き等

この要領に定めるもののほか、証明書交付手数料の徴収に関する事務手続き等に必要な事項は、教育長が別に定めるものとする。